

日本心不全学会の賞に関する規定

第1条（趣旨）

本規定は、日本心不全学会学会賞 [英文名： Japanese Heart Failure Society Distinguished Leader Award] (以下学会賞) および日本心不全学会学術賞 [英文名： Japanese Heart Failure Society Outstanding Investigator Award] (以下学術賞) について定める。

第2条（受賞の対象）

1. 学会賞は、心不全研究の進歩に寄与する卓越した業績を上げ、かつ本学会の発展に大きく貢献した指導的研究者に対して授与する。(学会賞受賞者は、当該年度末で満 50 歳以上の正会員とする。)
2. 学術賞は、心不全研究の進歩に寄与する顕著な業績を上げ、なお将来の発展が期待される学術的に優れた研究者に対して授与する。学術賞受賞者は、当該年度末で満 50 歳未満の正会員とする。
3. 学会賞および学術賞受賞者はともに、当該年の 4 月 1 日現在、5 年以上の会員歴があり会費を完納している者とする。
4. 学会賞および学術賞受賞は、毎年原則としてそれぞれ 1 名に対して授与する。

第3条（選考）

学会賞および学術賞受賞者の選考は、別に定める「学会賞および学術賞受賞者選考細則」による。

第4条（授賞式及び講演会）

1. 学会賞受賞者には賞牌および副賞を贈呈する。
2. 学術賞受賞者には賞牌および副賞を贈呈する。
3. 学会賞および学術賞受賞者は、日本心不全学会学術集会で受賞講演を行う。

第5条（変更）

本規定の変更は、理事会での議決による。